

令和7年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太園地
（城ヶ崎地区）法面等対策測量設計業務
特記仕様書

令和8年9月

環境省近畿環境局

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

http://https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲

本業務の範囲は別途図面に示す範囲とする。

- ・和歌山県和歌山市加太

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和9年3月19日迄とする。尚、休日には日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（建設部門：道路、又は森林部門：森林土木）
2. R C C M（道路部門、森林土木部門）
3. 土木学会認定土木技術者（資格分野：地盤・基礎）（特別上級、上級、1級）

- ②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（建設部門：道路、又は森林部門：森林土木）
2. R C C M（道路部門、森林土木部門）
3. 土木学会認定土木技術者（資格分野：地盤・基礎）（特別上級、上級、1級）

②下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者

の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時
- 3) 業務完了時

第9条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第10条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

第11条 成果物の提出

1. 本業務の成果物は以下のとおりとする。
 - 1) 紙媒体：報告書 2部
 - 2) 電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体 2式
 - 3) 提出先：近畿環境局自然環境整備課
2. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
3. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
4. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
5. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。

6. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

第 12 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 13 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 14 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 15 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 16 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。ただし、上記によりがたい場合は調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 17 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 18 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 19 条 旅費交通費について

本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

ただし、現地条件等により率による計上によりがたい事象が生じた場合は、当初契約分も含めて率による計上の対象外とする。

第 20 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 21 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする

保険に加入しています

第 22 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 23 条 精度管理

精度管理は「環境省近畿地方環境事務所公共測量作業規程」により行うものとし、精度管理表を点検測量完了後、速やかに調査職員に提出しなければならない。

第 24 条 機械器具の検定

受注者は、測量に使用する機器について、「環境省近畿地方環境事務所公共測量作業規程」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

第 2 章 業務内容

第 25 条 業務の目的

本業務は、加太集団地区加太園地（城ヶ崎地区）の法面について、「令和 6 年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太園地（城ヶ崎地区）防災点検業務」及びその後の変状を踏まえ、落石対策に係る詳細調査及び測量設計を行うものである。

第 26 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものである。

第 27 条 測量

1. 路線測量（低山地/森林）

- ・ 作業計画 1 業務
- ・ 現地踏査 0.19km
- ・ 縦断測量 0.19km
- ・ 横断測量（幅 45m 未満、間隔 20m） 0.19km

第 28 条 斜面調査（落石詳細調査）

既存資料を踏まえ、落石対策等の検討に必要な斜面調査を行う。

①計画・準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、業務計画書を作成する。

②現地調査（伐採は最小限）（1,500 m²程度）

既存資料を踏まえ斜面状況、転石・浮石状況、地形・地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認する。

③安定度評価

現地調査をもとに落石の発生機構を考察するとともに、残存する転石・浮石の安定性を評価する。

第 29 条 設計

斜面調査の結果をもとに、落石対策工及び転落防止柵復旧工に係る設計等を行う。

1. 詳細設計

①設計計算

設計条件として確認された事項に基づき、設計計算を実施する。

②設計図

工事発注に必要な特記仕様書及び平面図、縦断図、横断図、詳細図、工程表等を作成する。

③数量計算

工事費算出を行うため、工事に必要な施工材料の工種別数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

④照査

設計目的に合致した設計となっているか、工事の実施に十分に反映されているのか等について、総合的に照査を行うとともに、設計図や数量計算、設計説明書等に誤りがないか確認する。

2. 工事費内訳書の作成

- ・工事費内訳書については、「自然公園等工事積算基準」（自然公園編）（環境省）、「土木工事積算基準」（国土交通省）、「治山林道必携 積算・施工編」等の各種最新基準、あるいは見積徴収により算定し、各単価に用いた積算根拠（資料名及び页数等）を明示するものとする。なお、施工パッケージ方式の対象工種については、各単価表に条件及び計算根拠を明記すること。
- ・基準等を適用した図書類のうち、その内容を記載した報告書のページ中に当該図書名並びに適用したページを記入し、図書の表紙と適用部分の内容等を参考資料として報告書末尾に添付するものとする。
- ・工事費内訳書の工事費の算出に用いる単価は、市販図書等の最新単価を用いるものとする。なお、市販図書を用いる場合は 2 社の平均単価とする。
- ・工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3 者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値（平均±30%以上の値）を除いた平均価格を採用すること。

3. 報告書作成

受注者は、業務の成果として、報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- ・計画の概要
- ・設計条件
- ・検討の経緯とその結果
- ・設計計算書
- ・施工段階での注意事項、検討事項
- ・その他必要事項

第3章 その他

第30条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は次のとおりとし、初回打合せ時に貸与する。

- ・令和3年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太園地擁壁等改修設計業務
- ・令和6年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太園地（城ヶ崎地区）防災点検業務
- ・昭和53年度 瀬戸内海国立公園 加太国民休暇村園地工事
- ・平成4年度 加太園地・道路整備工事
- ・令和5年度（繰越）瀬戸内海国立公園加太園地擁壁等改修工事

第31条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第32条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第33条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第34条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

第35条 ウィークリースタンス対象業務

本業務は、ウィークリースタンス対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

掲載先：<https://www.env.go.jp/content/000409985.pdf>

令和7年度(繰越)瀬戸内海国立公園加太園地(城ヶ崎地区)法面 等対策測量設計業務 位置図

